

平成12年度

包括外部監査の結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

「高知市駐車場事業について」

高知市包括外部監査人

目 次

第一	監査の概要	1
	1. 監査の種類	1
	2. 監査の目的	1
	3. 「特定事件」の内容	1
	4. 選定の理由	1
	5. 監査の着眼点	2
	6. 監査の対象業務	2
第二	市駐車場事業の概要	3
	1. 市駐車場事業の沿革	3
	2. 市の駐車場の需給バランスと駐車場に対する市民意識	4
	3. 各駐車場施設の概要	5
	4. 財団法人高知市都市整備公社 (以下「都市整備公社」という。)の概要	6
第三	監査の結果	9
	1. 最近5年間の市駐車場事業の収支及び損益	9
	2. 最近5年間の都市整備公社の駐車場事業に係る損益の状況	12
	3. 各駐車場の収支及び損益	15
	4. 県庁前駐車場の分析	21
	5. 都市整備公社の出納事務について	26
第四	利害関係	30
	包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	
	1. 駐車場建設費の市債の償還の可能性について	31
	2. 県庁前駐車場の土曜日、日曜日及び祝日の運営について	34

(報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係で、その内訳の合計結果と一致しない場合があります。)

包括外部監査の結果に関する報告書

平成 13 年 2 月 28 日

高知市長 松尾 徹人 様

包括外部監査人 小野 和男

第一 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 監査の目的

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項によると、包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、同法第 2 条第 14 項「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」及び第 15 項「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」の規定の趣旨を達成するために必要と認める「特定の事件」を選定し、監査を実施しなければならないとされている。かかる規定を踏まえ、当包括外部監査人としては、関係法令、条例及び規則に照らして財務の事務の執行が合法的に行われているかの観点のみならず経済性、効率性を念頭において監査を実施した。

3. 「特定事件」の内容

高知市（以下「市」という。）駐車場事業について

4. 選定の理由

市駐車場事業特別会計の単年度収支差額の赤字額は減少しているが、累積赤字が年々増大する傾向にある。このような状況のなかで、高知市文化プラザ建設のため比較的収益力の良好であった九反田駐車場を平成 10 年 9 月 30 日に廃止し、将来的には都市計画道路の整備拡張により収支が黒字である新堀川駐車場の廃止が予定されている。

今後ますます収支が悪化することが予想され、駐車場事業の採算の中で、建設に係る借入金（市債等）の返済が可能であるかどうか懸念される。その赤字体質の原因を分析することが重要なことと判断し、「特定事件」として選定することとした。

5. 監査の着眼点

① 市駐車場事業の採算の状況を調査して、採算の悪い駐車場についてその原因を調査し、以下の視点から監査を実施した。

- ・ 駐車場が効率的に運営が行われているかについて
- ・ 採算の悪い駐車場について、事業計画が適正にたてられたうえに事業が実施されていたかどうかについて
- ・ 駐車場の設備資金が駐車場の料金収入でもって返済が可能であるかどうか検討することにより、市の一般会計に財政負担を及ぼす可能性について

② 駐車場の管理運営を行っている財団法人高知市都市整備公社の駐車場事業に係る出納事務が適正に行われているか。

6. 監査の対象業務

- ・ 市都市整備総務課の駐車場業務
- ・ 財団法人高知市都市整備公社の駐車場業務

第二 市駐車場事業の概要

1. 市駐車場事業の沿革

昭和 39 年 新京橋駐車場を開設

昭和 40 年 中島町駐車場を開設

昭和 42 年 財団法人高知市駐車場公社設立

昭和 46 年 新堀川駐車場を開設

昭和 47 年 九反田、グリーンロード路上駐車場を開設

昭和 61 年 駐車場事業特別会計を設定

昭和 62 年 中央公園地下駐車場（以下「中央公園駐車場」という。）を整備するため、隣接の新京橋駐車場を廃止

昭和 63 年 グリーンロード路上駐車場を廃止

平成 元年 中央公園駐車場を開設

県庁前通り地下駐車場（以下「県庁前駐車場」という。）の建設に着手

平成 4 年 県庁前駐車場を開設

平成 8 年 財団法人高知市都市整備公社（平成 6 年設立）、財団法人高知市駐車場公社（昭和 42 年設立）及び財団法人高知市公園協会（平成 4 年設立）を統合し、財団法人高知市都市整備公社が駐車場の運営管理を市の委託を受けて行うこととなる。

平成 10 年 九反田駐車場を高知市文化プラザの建設着工時に廃止

2. 市の駐車場の需給バランスと駐車場に対する市民意識

(1) 市における駐車場の需給バランスについて

平成2年度に高知県が実施した高知市駐車場案内システム計画検討委員会による調査では、駐車場法に基づく駐車場整備地区を含む調査対象地区における不特定利用対象駐車施設の需給バランスを、当時（1990年）の施設量に対する不足量として、現況では、路上駐車等を誘導し、かつ既存施設の有効利用がなされたとして、700～900台程度の不足が生じ、2000年では、約2,000～2,200台の不足、2010年では、約2,400～2,600台の不足が想定されると分析している。

そこで、現状と比較すると、調査報告がなされた平成3年3月以降に、民間によって整備された駐車場法に基づく届出駐車場の総整備台数は、2001年1月現在で、2,430台であり、建設省（現国土交通省）施工のはりまや地下駐車場の200台と合わせて、2,600台余りの整備が進んだことになる。市としては、この数値をみる限りでは、現状での需給バランスは均衡しているものと考えている。

(2) 駐車場に対する市民意識

市が実施した平成10年度市民意識調査結果によると、各年代別に質問した不便・不満を感じている施設の上位5項目中には必ず駐車場が掲げられており、市民意識の中には、駐車場に対する不便・不満は根強いものがある。

3. 各駐車場施設の概要

(平成12年3月31日現在)

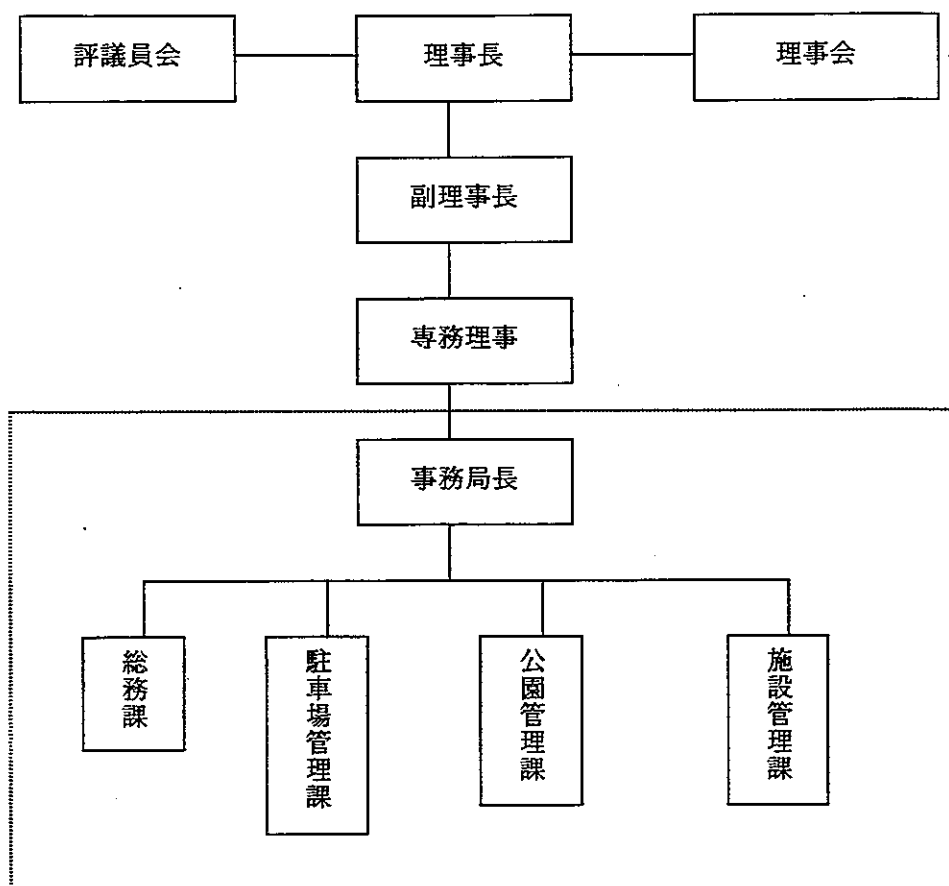
名称 項目	高知市中央公園 地下駐車場	高知市県庁前通り 地下駐車場	高知市新堀川 駐車場	高知市中島町 駐車場
位置	高知市帯屋町1丁目 11-27	高知市本町5丁目28 -1地先	高知市桜井町1-1街 区先及び6街区先	高知市 本町1丁目6-8 本町1丁目7-7 本町2丁目4-7 本町2丁目5-7
収容台数	331台	222台	119台	70台
開設年月	H元年3月	H4年6月	S46年11月	S40年11月
運営形態	高知市都市整備公社 (7名)	高知市都市整備公社 (7名)及び再委託	再委託	無人
営業時間	8:00~22:00	8:00~22:00	8:00~22:00	24時間営業
休業日等	元日休業	正月2日間休業	正月3日間無料開放	-
時間制	最初の1時間300円 超過30分毎150円 深夜料金(21:30~8:30) 1,000円	最初の1時間は30分毎 150円 超過30分毎100円 深夜料金(21:30~8:30) 1,000円	最初の1時間300円 超過30分毎100円 深夜料金(21:30~8:30) 700円	該当なし
月ぎめ	該当なし	該当なし	11,550円	15,750円
駐車回数 券	3,000円(1割引)50円券、100円券、300円券			該当なし
	-	夜間専用契約駐車回数券 (18:00~翌日9:00) 9,000円		
定期券	該当なし	全日(24時間) 15,000円	昼間(8:00~20:00) 11,550円 平日(日・祝日除く) 昼間(8:00~20:00) 9,450円 夜間(18:00~9:00) 7,350円	該当なし
特別契約	一割引料金後納 中心商店街約300店舗	一割引料金後納 中心商店街及び 近隣事業所	該当なし	該当なし
	料金後納 市公営事業課	料金後納 市総務課	料金後納 近隣事業所	該当なし
建設費用	20億2,300万円 (1台当たり 611万円)	23億4,000万円 (1台当たり 1,054万円)	9,600万円	195万7,000円
建設資金 調達形態	公庫債 10億2,650万円 縁故債 9億9,650万円	無利子貸付(40%) 9億3,600万円 縁故債(60%) 14億400万円	-	-

4. 財団法人高知市都市整備公社（以下「都市整備公社」という。）の概要

(1) 法人の概要

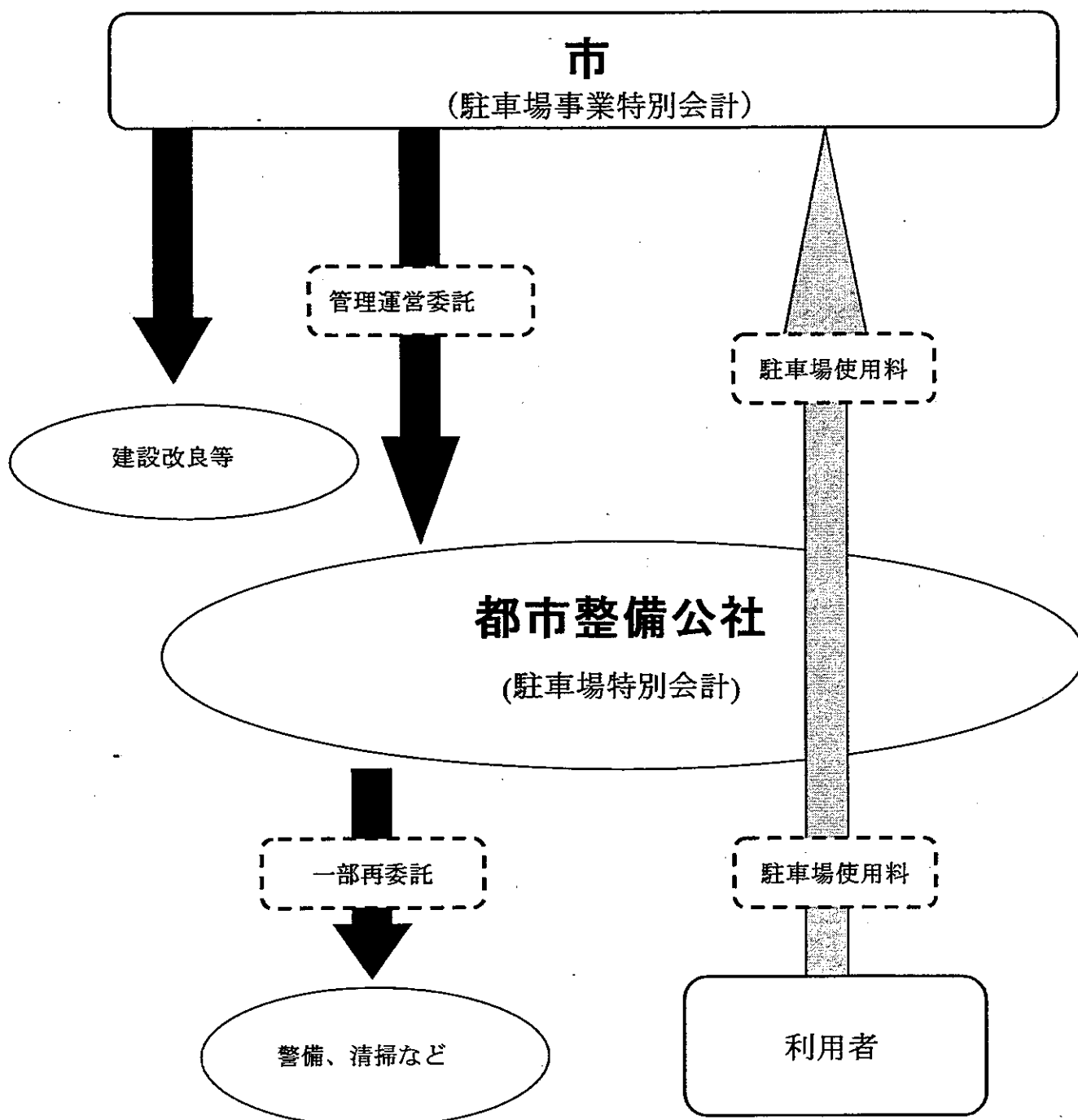
- ①所在地 高知市本町五丁目1番45号
- ②設立 平成6年4月1日
平成8年10月1日に財団法人高知市駐車場公社、財団法人高知市公園協会を統合
- ③基本財産 1,000万円
- ④目的 市が策定した総合計画の趣旨に従い、都市再開発及び地域開発に関する事業を中心に都市施設及び都市公園の整備改善、都市交通機能の向上並びにまちづくりに必要な事業を推進することより、市勢の発展と市民の福祉の向上に寄与することを目的としている。
- ⑤事業内容 「財団法人高知市都市整備公社寄附行為」で定めている事業内容は、以下のとおりである。
- 1) 高知駅周辺都市整備計画又は中心市街地再開発に基づく市街地開発に必要な建築物、駐車場その他施設の建設、分譲及び管理運営に関する事業
 - 2) 高知市が計画し、又は指導する市街地再開発事業その他地域開発事業の受託施行
 - 3) 高知市の駐車場施策に協力する事業
 - 4) 花とみどりの美しいまちづくりに関する事業
 - 5) 都市公園等の管理の受託、愛護精神の普及啓発及び緑化推進に関する展示会その他催事等の開催に関する事業
 - 6) わんぱくこうち及び新京橋プラザの運営に関する収益事業
 - 7) 前各号に掲げるもののほか、前述の目的を達成するために必要な事業

⑥組織：



(2) 市と都市整備公社との関係

市は、駐車場条例に基づき駐車場の管理運営を都市整備公社に委託し、都市整備公社は、市からの受託収入で駐車場の管理運営を行い、さらに必要なものについて再委託している。市と都市整備公社との関係は、概ね以下のとおりである。



第三 監査の結果

1. 最近5年間の市駐車場事業の収支及び損益

市駐車場事業の財務内容を分析するには、市の駐車場事業特別会計の決算書だけでなく、駐車場の管理を行っている都市整備公社の財務内容を併せて分析する必要がある。最近5年間の市駐車場事業特別会計の決算書と駐車場事業に係る都市整備公社の決算書について分析する。

なお、市駐車場事業特別会計の数値は、市駐車場事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支明細書（以下「歳入歳出決算書」という。）と主要施策成果報告書（以下「主要成果報告書」という。）に記載されている数値を基に記載している。

最近5年間の市駐車場事業特別会計の収支状況

(単位：千円)

		H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度
歳入	*1 駐車場使用料	470,044	483,141	516,610	490,085	461,695
	雑入（預金利息）	21	15	17	16	11
	*2 一般会計繰入金	78,215	71,840	65,178	62,328	51,855
	前年度繰越金	-	-	-	-	-
	歳入合計	548,280	554,996	581,805	552,429	513,562
歳出	*3 駐車場運営管理費	243,299	253,058	246,848	251,157	248,181
	人件費	10,569	10,631	10,707	14,813	10,598
	修繕費	-	-	-	312	-
	委託費	227,366	228,076	229,337	220,519	225,528
	公課費	5,364	7,329	6,804	15,513	12,055
	補助金	-	7,022	-	-	-
	*4 施設整備費	10,166	36,992	11,497	5,985	2,468
	公債費	439,187	442,772	441,345	403,572	296,406
	元金	296,820	316,142	330,739	308,677	215,014
	利子	142,367	126,630	110,606	94,895	81,392
	歳出小計	692,652	732,822	699,690	660,714	547,055
	単年度収支差額	▲ 144,372	▲ 177,826	▲ 117,885	▲ 108,285	▲ 33,493
	*5 繰上充用金	95,003	239,375	417,202	535,087	643,372
歳出合計	787,655	972,197	1,116,892	1,195,801	1,190,427	
累積収支差額	▲ 239,375	▲ 417,201	▲ 535,087	▲ 643,372	▲ 676,865	

- (注) *1 駐車場使用料には、中島町駐車場の一部の土地貸付収入を含む。
- *2 一般会計繰入金は、地方財政法第 6 条等に基づく建設省通達による制度としての繰入金である。その金額は県庁前駐車場事業債支払利息相当額である。平成 10 年度はこの市債の利息相当額以外に都市整備公社へ臨時的に配置した職員給与相当分も含まれている。
- *3 駐車場運営管理費は駐車場の運営管理に要する経費で、その内訳は職員の給与費・都市整備公社への委託料・消費税である。
- *4 施設整備費は、駐車場の施設に関する建設改良等に要する支出である。
- *5 繰上充用金とは、会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときに、翌年度の歳入を繰上げてこれに充用した金額であり、最近 7 年間の推移は以下のとおりである。

最近 7 年間の繰上充用金の推移

(単位：千円)

決算年度	単年度収支差額	累積収支差額	翌年度の繰上充用金
H 5 年度	27,519	27,519	-
H 6 年度	▲ 122,522	▲ 95,003	95,003
H 7 年度	▲ 144,372	▲ 239,375	239,375
H 8 年度	▲ 177,826	▲ 417,202	417,202
H 9 年度	▲ 117,885	▲ 535,087	535,087
H10 年度	▲ 108,285	▲ 643,372	643,372
H11 年度	▲ 33,493	▲ 676,865	676,865

(市駐車場事業特別会計の財務分析)

単年度収支差額は、平成 8 年度の▲177,826 千円をピークに市債の償還額が減少してきているため、単年度収支差額は減ってきているものの、依然として収支不足となっている。累積収支差額は、平成 7 年度以降毎年増加し、平成 11 年度には平成 7 年度の 3 倍弱になっている。

駐車場使用料は、平成 9 年の消費税法改正 (3%→5%) に伴い、県庁前駐車場を除き料金改定を実施したため、一時的に使用料収入が増加したが、その後、対前年比 5~6% の割合で減少している。

公課費は平成 9 年度に比べ平成 10 年度は約 2 倍に増加しているがその主な原因は、平成 9 年の消費税法改正 (3%→5%) による駐車場使用料改定により、消費税額等が増加したことによる。

補助金は平成 8 年度のみ計上されているのは、以下の理由による。都市整備公社と高知市駐車場公社が統合した後、都市整備公社総務課人件費については従来委託料で支出していたが市からの補助金により充足することとなった。この補助金について平成 8 年度は一時的に駐車場事業特別会計から支出したが、平成 9 年度以降は一般会計から支出している。そのため、平成 8 年度のみ駐車場事業特別会計に補助金が計上されている。

施設整備費について平成 8 年度に増加している主な理由は、県庁前駐車場の空調及び防水工事費 36,308 千円を支出したためである。

公債費について、平成 10 年度以降減少しているのは、中央公園・県庁前駐車場の市債の償還が進んでいるためである。

2. 最近5年間の都市整備公社の駐車場事業に係る損益の状況

都市整備公社の損益計算書の概略は以下のとおりである。ただし、都市整備公社は平成8年10月に財団法人高知市駐車場公社と財団法人高知市公園協会とを統合しており、平成7年度は財団法人高知市駐車場公社の数値を記載し、平成8年度は統合前の財団法人高知市駐車場公社の平成8年4月1日から平成8年9月30日までの数値と、統合後の都市整備公社の平成8年10月1日から平成9年3月31日までの駐車場事業に係る数値とを合計して記載している。

最近5年間の損益計算書の概要

(単位：千円)

項 目	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度
売上高					
駐車場管理受託収入	227,366	228,076	229,337	220,519	225,528
駐車場案内システム 管理受託収入	—	2,167	9,099	10,397	13,852
駐車場収入 (都市整備公社独自事業)	3,168	3,696	3,696	3,960	3,960
売上総利益	230,534	233,939	242,132	234,876	243,340
販売費一般管理費	230,893	234,336	242,404	234,709	242,762
営業利益	▲ 359	▲ 397	▲ 272	167	578
営業外収益					
受取利息	9	26	83	77	102
雑収入	350	370	188	69	71
計	359	397	272	146	173
営業外費用	—	—	—	—	—
経常利益	0	0	0	313	751

最近5年間の販売費及び一般管理費明細

(単位：千円)

項 目	H7 年度	H8 年度	H9 年度	H10 年度	H11 年度
駐車場管理事業費					
給料手当	75,831	74,871	75,736	78,483	78,378
賃金	4,202	3,380	—	—	—
退職給与引当金	5,812	5,836	7,000	6,040	5,870
法定福利費	8,451	9,015	8,110	8,461	8,612
福利厚生費	214	231	180	192	192
食糧費	74	111	—	—	—
消耗品費	1,788	1,872	1,785	1,359	949
消耗備品費	185	399	343	131	241
印刷製本費	3,734	3,590	3,060	3,638	3,855
水道光熱費	27,039	26,588	27,756	25,195	24,731
修繕費	1,836	1,248	2,424	2,786	2,463
会議費	—	2	111	7	5
被服費	—	497	379	259	181
通信運搬費	625	591	646	461	445
広告料	830	1,215	688	272	22
保険料	971	1,019	1,011	992	992
業務委託料*1	94,546	83,805	87,442	82,207	79,471
保守点検委託料*1		13,146	13,715	13,388	13,710
賃借料	955	972	2,356	65	341
旅費交通費	572	476	372	354	400
負担金	—	—	—	—	32
補償費	—	—	35	—	13
租税公課	2,937	2,900	6	6	7,836
減価償却費	—	—	—	—	84
雑費	291	404	151	16	88
小計	230,893	232,167	233,305	224,312	228,910
駐車場案内システム 管理事業費					
消耗品費	—	0	—	—	—
電気料	—	715	1,216	1,156	1,210
修繕費	—	—	—	104	—
通信運搬費	—	1,453	2,052	2,387	2,842
保守点検委託料	—	—	5,652	6,749	9,801
租税公課	—	—	179	—	—
小計	—	2,169	9,099	10,397	13,852
合計	230,893	234,336	242,404	234,709	242,762

(注) *1 平成7年度の業務委託料と保守点検委託料とは財団法人高知市駐車場
 会社の決算書上区分されていない。

(都市整備公社の財務分析)

都市整備公社の駐車場事業に係る経常損益は、ほぼ均衡している。これは駐車場維持管理のために必要な費用を市から受託収入で受けているためである。

駐車場案内システム管理受託収入と駐車場案内システム管理事業費はほぼ一致しているが、駐車場管理受託収入と駐車場管理事業費が一致していないのは、都市整備公社独自の駐車場事業収入が含まれているためである。

駐車場案内システム管理事業は平成8年4月より始まった事業であり、受託収入額は年々増加している。

都市整備公社独自の事業としての駐車場収入は、弥右衛門土地区画整理事業施行地区内にある市所有の土地を都市整備公社が無償で借り受け、賃貸しているものである。なお、この施設工事は賃借人が行い、都市整備公社直営の駐車場という位置付けで、年間約300～400万円の収入となっている。

業務委託料が平成9年度以降減少しているのは、主に平成10年9月に九反田駐車場が廃止されたためである。

3. 各駐車場の収支及び損益

(1) 各駐車場の収支状況

市の駐車場事業特別会計の歳入歳出決算書や主要成果報告書は、駐車場事業全体の収支状況を示すものである。そこで、主要成果報告書の駐車場ごとの利用状況と都市整備公社で把握している各駐車場の運営費、単純回転率及び修正回転率を分析することにより各駐車場の収支内容を分析することとする。なお、単純回転率及び修正回転率の算式は次のとおりである。

$$\text{単純回転率} = \text{総合計利用台数} \div \text{収容台数} \div \text{営業日数 (365)}$$

(1日平均の回転数)

$$\text{修正回転率} = \text{日平均駐車台数} \div \text{収容台数} \times \text{平均駐車時間}$$

(1日のうち満車状態に換算した時間数)

中央公園地下駐車場 (収容台数 331 台)

(営業収支の状況)

(単位：千円)

項目	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度
料金収入	269,553	269,854	318,010	311,551	297,124
公社運営経費	70,075	71,834	72,914	73,615	74,821
営業収支	199,479	198,019	245,096	237,936	222,303

(利用台数等)

項目	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度
年間利用台数(台)	490,274	485,156	474,546	471,425	460,746
収容台数1台当たり の公社運営経費(千円)	211	217	220	222	226
日平均駐車台数(台)	1,343	1,333	1,304	1,295	1,262
平均駐車時間(時間)	2.31	2.34	2.30	2.25	2.19
単純回転率	4.06	4.03	3.94	3.91	3.81
修正回転率	9.37	9.42	9.06	8.80	8.35
1日の営業時間(時間)	14	14	14	14	14

県庁前通り地下駐車場（収容台数 222 台）

（営業収支の状況）

（単位：千円）

項目	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度
料金収入	110,009	115,917	108,680	112,101	109,974
公社運営経費	112,069	115,909	119,324	119,802	120,087
営業収支	▲2,060	8	▲10,645	▲7,701	▲10,114

（利用台数等）

項目	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度
年間利用台数(台)	274,337	273,793	261,729	268,462	264,791
収容台数1台当たり の公社運営経費(千円)	504	522	537	539	540
日平均駐車台数(台)	756	756	721	740	727
平均駐車時間(時間)	1.67	1.78	1.76	1.75	1.75
単純回転率	3.40	3.41	3.25	3.33	3.28
修正回転率	5.69	6.06	5.72	5.83	5.73
1日の営業時間(時間)	14	14	14	14	14

新堀川駐車場（収容台数 119 台）

（営業収支の状況）

（単位：千円）

項目	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度
時間制収入	14,534	16,262	16,511	17,235	20,269
定期駐車収入	5,788	6,405	6,708	6,963	6,942
月ぎめ収入	9,800	10,288	10,337	10,707	10,372
料金収入合計	30,122	32,954	33,556	34,905	37,582
公社運営経費	15,114	15,479	16,513	18,384	22,687
営業収支	15,008	17,475	17,042	16,521	14,896

（利用台数等）

（単位：台）

項目	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度
時間制収入にかかる 利用台数 *1	26,699	29,700	25,758	27,067	31,141
定期駐車 の契約台数 *2	605	660	675	699	693
月ぎめ駐車 の契約台数 *2	865	908	895	927	898

（注） *1 時間制は、定期利用者とスペースを共用しているため、駐車率を算定できない。なお、月ぎめ及び定期駐車場の最近の契約は、申込みをしてから約2年半待って契約をしている。

*2 契約台数は月末契約台数の12ヶ月分の累計である。

中島町駐車場（収容台数 70 台）

（営業収支の状況）

（単位：千円）

項 目	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度
料金収入	11,248	11,248	13,088	13,230	13,230
公社運営経費	824	214	380	188	223
営業収支	10,424	11,034	12,708	13,042	13,007

（契約台数）

（単位：台）

項 目	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度
月ぎめ駐車場の契約台数 *1	840	840	840	840	840

（注） *1 月ぎめ駐車場は、常時満車である。

契約台数は月末契約台数の12ヶ月分の累計である。

九反田駐車場（収容台数 202 台）

（営業収支の状況）

（単位：千円）

項 目	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度
時間制収入	17,762	23,123	19,558	8,722	-
定期駐車収入	27,282	26,060	19,733	5,713	-
料金収入合計	45,044	49,183	39,291	14,435	-
公社運営経費	15,668	16,483	16,933	8,609	-
営業収支	29,376	32,700	22,357	5,827	-

（利用台数等）

（単位：台）

項 目	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度
時間制収入にかかる利用台数	37,652	45,201	34,195	14,702	-
定期駐車場の契約台数 *1	2,539	2,426	1,765	531	-

（注） *1 契約台数は月末契約台数の12ヶ月分の累計である。

（平成10年度については、6ヶ月分である。）

なお、平成10年9月30日に廃止され、平成10年度は4月から9月までの営業成績を記載している。

総 合 計

（単位：千円）

項 目	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度
料金収入	465,975	479,155	512,624	486,222	457,910
公社運営経費 *1	230,893	232,167	229,609	220,665	225,701
営業収支	235,083	246,988	283,016	265,557	232,210

(注) *1 平成7年度及び平成8年度の公社運営経費には、財団法人高知市駐車場公社の事務局経費が含まれ、平成9年度以降は都市整備公社の駐車場管理経費が含まれているため、各駐車場の公社運営経費の合計額とは一致しない。

(各駐車場の収支状況について)

各駐車場の営業収支の状況及び駐車利用台数や修正回転率などから以下のように分析できる。

中央公園駐車場について、料金収入は最近2年間減少しているが、営業収支は依然黒字が続いており、良好である。しかし、県庁前駐車場では営業収支は赤字であり、料金収入だけでは都市整備公社の運営経費を充足することができず、営業収支の状況は良くない。中央公園駐車場の実質的な回転率を示す修正回転率は平成8年度の9.42から年々低下してきている。県庁前駐車場の最近5年間の修正回転率は5.69から6.06の間で推移しており、中央公園駐車場と県庁前駐車場とを比較すると、駐車場の稼働率は中央公園駐車場の方が高い。都市整備公社運営経費についても平成11年度における収容台数1台当たりの運営経費を比較すると、中央公園駐車場は226千円/台、県庁前駐車場は540千円/台と倍以上も運営経費に差がある。これは駐車場の構造の違いに基づくものである。このように、県庁前駐車場は中央公園駐車場に比べて利用状況は悪く、またランニングコストが高いことがわかる。

新堀川駐車場及び中島町駐車場は、常時満車で最近5年間の営業収支は良好である。

(2) 各駐車場の損益状況

前述の各駐車場の営業収支は、駐車場の料金収入から都市整備公社での運営経費を控除したのみで、都市整備公社の運営経費に計上されない駐車場事業に関係している市職員などの人件費や公課費(消費税)、更に設備の減価償却費及び市債の利息が含まれていない。そのため、このような計算内容では各駐車場ごとに事業の業績が良好であるかがわからず、民間企業で行っているような投資効果(投資に対して投資した事業から生み出される利益でどれだけ投資回収できるか)の測定としては不十分である。そこで、減価償却費、市債の利息、駐車場事業の費用に含まれるべきと考えられる関係者の人件費を考慮すると以下のとおりである。

平成 11 年度各駐車場の損益

(単位：千円)

項 目	中央公園 地下駐車場	県庁前通り 地下駐車場	新堀川 駐車場	中島町 駐車場	共通費(*1)	合計
料金収入	297,124	109,974	37,582	13,230	—	457,910
公社運営経費	74,821	120,087	22,687	223	—	217,818
粗利益 *3	222,303	▲10,113	14,895	13,007	—	240,092
減価償却費 *4	65,003	73,200	—	—	—	138,203
市債の利息	29,537	51,855	—	—	—	81,392
人件費	—	—	—	—	17,058	17,058
公社管理費	—	—	—	—	7,882	7,882
公課費等	—	—	—	—	14,523	14,523
共通費 *1	25,606	9,478	3,239	1,140	▲39,463	0
貢献利益 *3	102,157	▲144,646	11,656	11,867	0	▲18,967
一般会計からの 繰入金	—	51,855	—	—	—	51,855
一般会計の繰入 後貢献利益	102,157	▲92,791	11,656	11,867	0	32,888

(注) *1 共通費は、間接的な駐車場事業に含まれるべきと考えられる人件費、管理費及び市から予算執行されている公課費等を計上している。共通人件費に含まれているものは以下のとおりである。

- ・都市整備公社の役員報酬及び総務課の人件費のうち駐車場事業に計上すべきと考えられる費用
- ・市関係者の人件費については、駐車場事業特別会計に計上している人件費と一般会計に計上している人件費のうち駐車場事業に含まれるべきと考えられる費用。なお、一般会計に計上されている人件費については平成 11 年度行政職員の平均給与を基に算出している。

これら人件費、公課費等は料金収入比で各駐車場に配賦している。

*2 市駐車場事業特別会計に、上記料金収入以外に中島町駐車場の土地貸付収入がある。

*3 粗利益は、料金収入から駐車場施設を運営するために直接要した場内整理、施設の保守点検費用などの経費を控除して求め、赤字の場合に当該駐車場施設を閉鎖したときにどれだけの資金を節約することができるかを示している。

貢献利益は、当該駐車場施設から生み出される利益が全体の事業損益にどれだけ貢献しているかを示している。

*4 減価償却費は、工事内容に基づき土木、建築の主体工事については、耐用年数 40 年で償却計算し、その他の電気、機械等工事は耐用年数 15 年で計算を行った。

新堀川駐車場及び中島町駐車場は、開設してから 25 年以上経過しており、減価償却は終了したものである。

(各駐車場の損益状況について)

平成 11 年度の駐車場事業については、粗利益では 2 億 4,009 万円の黒字であるが、貢献利益では 1,896 万円の赤字である。各駐車場毎に分析すると、中央公園駐車場では粗利益が 2 億 2,230 万円、貢献利益も 1 億 215 万円計上し多額の投資 (20 億円) をしたものの運営経費も少なく、損益状況は良好である。一方、県庁前駐車場は機械式設備の設置という駐車場構造により設備投資 (23 億円) も運営経費も多額を要し、多額の赤字 (粗利益 ▲1,011 万円、貢献利益 ▲1 億 4,464 万円) が生じ、しかも粗利益が赤字であることから料金収入だけでは運営経費が不足するという状況である。

新堀川駐車場及び中島町駐車場は、設備投資が非常に少なく粗利益も貢献利益も黒字を計上して、損益状況は良好である。

4. 県庁前駐車場の分析

前述のとおり、中央公園駐車場、新堀川駐車場及び中島町駐車場については損益状況が良好であることから、以下県庁前駐車場について分析する。

県庁前周辺地区は行政・業務施設が集中し、観光・商業施設に隣接しているにもかかわらず、駐車場不足で頻繁に路上駐車が行われ、道路混雑をきたしていた。このため、来庁者の利便性や、道路交通の円滑化を図り、併せて都市の活性化に向けて、県庁前に駐車場を整備することを決定した。

県庁前駐車場は、当初、自走式の駐車場を予定していたが、国道管理の都合から規模を縮小し、機械式駐車場を導入せざるを得なかった。

(1) 当初計画との比較

県庁前駐車場について当初計画と実績とを比較すると、以下のとおりである。

なお、当初計画の数値は、平成元年度の市債の申請資料より記載している。

当初計画

(単位：百万円)

項 目	H4 年度	H5 年度	H6 年度	H7 年度	H8 年度	H9 年度	H10 年度
料金収入	172	172	172	172	172	172	172
運営経費	44	44	44	45	45	45	45
粗利益	128	128	128	127	127	127	127

実 績

(単位：百万円)

項 目	H4 年度	H5 年度	H6 年度	H7 年度	H8 年度	H9 年度	H10 年度
料金収入	74	109	108	110	115	109	112
運営経費	97	111	113	112	115	119	119
粗利益	▲23	▲2	▲5	▲2	0	▲10	▲7

当初計画と実績との差額

(単位：百万円)

項 目	H4 年度	H5 年度	H6 年度	H7 年度	H8 年度	H9 年度	H10 年度
料金収入	▲98	▲63	▲64	▲62	▲57	▲63	▲60
運営経費	53	67	69	67	70	74	74
粗利益	▲151	▲130	▲133	▲129	▲127	▲137	▲134

当初計画の前提条件と平成10年度の実績とを比較すると以下のとおりである。

①料金

項 目		当初計画	平成10年度
時間制	最初の1時間まで30分ごとに	150円	150円
	超過時間30分ごとに	100円	100円
定期	月間	15,000円	15,000円

②利用台数等

項 目	計 画	平成10年度	差
修正回転率	8.59	5.83	2.76
収容台数	*1 222	222	0
年間延べ利用台数	346,750	268,462	78,288
1日平均利用台数	950	740	210
1日1台当たりの平均駐車時間	1.99	1.75	0.24

(注) *1 収容台数は、平成3年度の計画変更により222台となった。

③管理運営

項 目	当初計画	平成10年度
運営形態	駐車場公社委託	都市整備公社委託 警備、清掃等は再委託
運営経費	45百万円	119百万円
必要人数	6人	現場の公社職員 7人 警備委託人員 (平日ピーク時) 9人

④運営費用

(単位:百万円)

項目	当初計画	H11	差
人件費	18	43	-
業務委託費		54	-
小計	18	96	78
保守点検費用	6	8	2
水道光熱費	13	9	▲4
その他	3	5	2
合計	40	119	79

このように、料金収入及び運営経費の両面にわたって著しく当初計画の見込みと違う結果となっている。

料金収入は、当初計画策定時には土曜日市役所は開庁することとなっていたが、県庁前駐車場の開設後の平成4年9月から完全週休2日制導入によって土曜閉庁となったため、当初計画と見込違いとなった。

運営経費は、当初計画では、利用者が車を空きスペースに乗り入れ、必要最低限の警備で良いと考えられていたため必要人員が6人であるのに対し、実際の運用では、安全面を重視し機械操作を係員が行わざるを得ないと判断したため、料金徴収の人員以外にピーク時9人の警備員を配置することとなり多額の運営費用が必要となった。

このように運営経費について当初計画と実績とに大きな隔たりが生じたのは、当初計画策定時の想定した運営方法に比べて実際の運営方法が安全性という面から重厚な警備体制になっているためである。また、結果的にみると、この安全性を確保するための運営面について事業計画の段階の検討が十分でなかったといわざるを得ない。

また、運営開始後、検討の跡も覗えるが、効率的な運営方法に見直すことが十分に行われずにきたことも当初計画と実績との差として生じる原因となっている。

この結果、当初の運営経費の見積と実績との大きな隔たりが生じ、当初事業計画は妥当なものではなかったと言わざるを得ない。

(2) 県庁前駐車場の運営委託費について

県庁前駐車場の運営経費のうち、最も大きいのは駐車場管理業務の再委託費である。この委託契約は、都市整備公社がこれまで随意契約により業者と契約を締結している。委託金額は必要な警備体制を前提にした必要延べ時間を算出して決められている。この委託金額、前提となった必要延べ時間及び時間単価の推移は以下のとおりである。

駐車場管理業務委託費の推移

項 目	H5 年度	H6 年度	H7 年度	H8 年度	H9 年度	H10 年度	H11 年度
一日当たり必要延べ時間	平日	102.5	95.5	95.0	95.0	95.0	95.0
	土曜 祝日	68.0	60.5	53.0	60.0	60.0	60.0
	日曜	84.0	76.5	77.0	75.0	75.0	75.0
単価 (円/時間)	1,450	1,500	1,530	1,550	1,565	1,596	1,611
委託費(千円)	49,436	47,176	47,511	48,499	48,945	49,803	50,364

平成 10 年度より警備体制について、都市整備公社から警備会社に時間調整を要請するようになり、平成 12 年度では委託費の契約金額は 49,009 千円以内となっている。

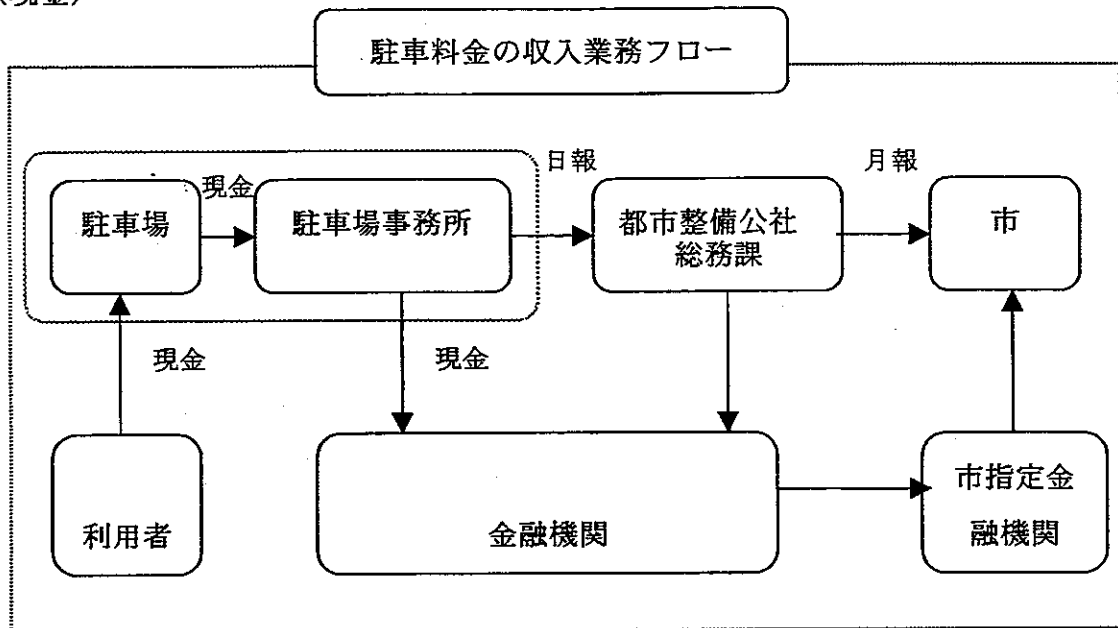
駐車場管理業務委託契約は、これまで同一の業者と随意契約により締結しているが、安全性と経験を考慮しても随意契約によらなければならないという正当な理由にはならない。都市整備公社が市の 100% 出資法人であり、駐車場事業は市の施策によるものであることを考え合わせると、市とは独立した法人ではあるが、このような多額な契約を随意契約とするのは妥当とはいえず、競争性のある方法を導入すべきである。

5. 都市整備公社の出納事務について

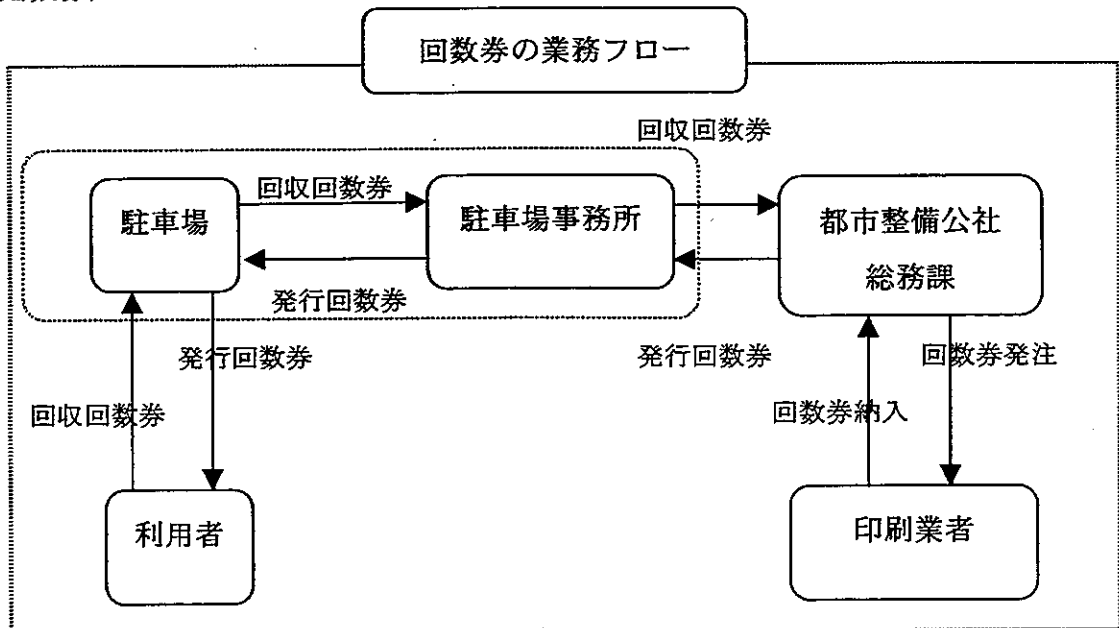
<出納事務の流れ（県庁前駐車場及び中央公園駐車場）>

- ・ 利用者から料金を徴収し市の指定金融機関へ納付するまでの業務の流れは、以下のとおりである。

(現金)



(回数券)



(料金収入の業務フローの概略)

- ① 各駐車場にて、利用者より料金（現金又は回数券）を徴収し、その都度領収レシートを発行する。
- ② 各駐車場事務所において、徴収した現金、駐車券及び回数券と売上の精算レシートを突合して、日報を作成する。
- ③ 翌日、各駐車場事務所より日報・レシート・使用済回数券・駐車券を都市整備公社総務課へ持参し、現金は、都市整備公社の預金口座へ預け入れる。
(※1) (※2)
- ④ 都市整備公社の総務課で駐車券・レシート・日報の内訳を点検し(※2)各駐車場事務所からの入金と日報の集計とを突合してから、半月毎に市の指定金融機関へ振込まれる(1日～15日分は19日までに、16日～月末分は翌月6日までに振込)。
- ⑤ 翌月6日までに都市整備公社総務課で月報を作成して、市(都市整備総務課)へ提出。

(※1) 中島町駐車場

月ぎめ駐車場の利用者から駐車料金が原則として都市整備公社の預金口座へ振込まれる。

(※2) 新堀川駐車場

駐車場の委託先職員が日報、駐車券、使用済み回数券、レシートを都市整備公社総務課へ持参する。総務課にて、持参された日報、駐車券、使用済み回数券、レシート及び現金を点検し、現金は金融機関へ預け入れる。

(2) 出納事務の適正性

①会計処理上の問題

- 1) 駐車場の料金収入は、都市整備公社の預金口座に入金されてから、月2回の割合で市の指定金融機関に振込まれている。都市整備公社では、駐車料金収入を受ける預金口座残高は市の現金であることから帳簿外として扱い、貸借対照表には計上していない。しかし、指定金融機関に納入するまでは都市整備公社に保管責任があることから、都市整備公社の預り金として帳簿に計上して管理すべきである。
- 2) 県庁前駐車場・新堀川駐車場の月ぎめ契約により、利用者から1区画10,000円、総額150,000円の保証金を預っているが、都市整備公社の預り保証金として貸借対照表に計上されていない。預り保証金について、都市整備公社の帳簿に計上して管理すべきである。

②現金過不足について

- 1) 駐車場の日締めに当たり、売上金についてつり銭を受け取らないなどの理由で過金が生じた場合は別途保管し、不足が生じたときに充当している。これらについて日報に記載されておらず、駐車場の担当者間で処理されており、内部統制上好ましくない。このような現金過不足については、駐車場事務所から都市整備公社総務課へ報告すべき事項である。日報に現金過不足欄を設けるなどして改善すべきである。
- 2) 都市整備公社と再委託先との業務委託契約書に現金過不足について明文がない。現金過不足が生じたときの責任を明確にするために契約書に明記すべきである。

③回数券の管理

- 1) 回数券の印刷業者からの受入は、納品書に基づき検品し、受払簿に記入し責任者が押印するなど受入処理の正確性を確保する必要がある。
- 2) 都市整備公社総務課から各駐車場への払出管理は回数券受払簿で行っているが、回数券受払簿の受領印欄には総務課の担当者が各駐車場の誰に渡したのかを備忘記録するだけであり、回数券の授受に当って駐車場の担当者の受領書はない。回数券の保管責任を明確にするために回数券受払簿に受領印を押印するなどして回数券の授受したことを明確にする必要がある。
- 3) 各駐車場では、新冊の回数券について受払記録簿が作成されていない。そのため、駐車場に回数券が何部保管されているかが明確でない。各駐車場において回数券受払簿を作成し、日々回数券が何部保管されているか把握する必要がある。

④定期駐車券の管理

定期駐車券は、発行簿があり連番管理がなされているものの、定期駐車券自体には番号が付されていない。また、定期駐車券の発行者の押印がスタンプ用のものでなされている。これでは個々の定期駐車券の使用・未使用の判別が困難であるとともに、誰でも定期駐車券の発行が可能となってしまう。発行権限を有する者以外が発行できないよう定期駐車券の発行管理を改めるべきである。

⑤領収書の管理

領収書は連番管理がなされていない。領収書の発行管理をするために領収書の連番管理を徹底すべきである。

⑥公印の管理について

都市整備公社では、公印の管理について責任者を特定しているが、押印簿を作成していない。これでは、誰が、どんな書類に、何のために、誰の承認を得て押印しているのか証跡が残らず、公印の管理上問題がある。公印の使用状況を把握するために、押印簿を作成して公印の使用の管理を適正にすべきである。

第四 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はありません。

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

地方自治法第 252 条の 38 第 2 項の規定に基づき、次のとおり意見を提出する。

1. 駐車場建設費の市債の償還の可能性について

中央公園駐車場は 20 億円、県庁前駐車場は 23 億円という多額の投資をして駐車場の整備を行った。この整備工事費は、駐車場事業収入を原資にして支払うべきである。ただし、県庁前駐車場について、地方財政法第 6 条等に基づく建設省通達により市債の利息相当額について一般会計からの繰入金認められている。この点も加味して、市債の償還が可能であるかどうかを検討するために将来 25 年間のシミュレーションを実施した。

シミュレーションの前提条件は以下のとおりである。

- ① 料金収入は平成 11 年度の実績を基準にしている。
- ② 新堀川駐車場は平成 15 年 4 月に廃止する。
- ③ 都市整備公社運営費は伸び率を 1%とした。
- ④ 平成 10 年度末の累積収支差額を平成 11 年度の期首累積資金不足額とした。そして、累積資金不足額に対しては、2.5%の金利が発生するとした。
- ⑤ 平成 11 年度の繰上充用金（643 百万円）を平成 11 年度開始時の資金不足残高とする。

なお、シミュレーションでは、累積資金不足が生じた場合、累積資金不足額は一般会計から借入れたと仮定して調達コストである支払利息を考慮した（資金不足に対するみなし利息）。この支払利息は実際の駐車場事業特別会計には計上されない項目であるが、実質的に市財政への影響を与えるためこれを加味している。

将来の採算計画

(事業による資金収支)

(単位：百万円)

項 目	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(事業収入)

料金収入等 A	461	461	461	461	424	424	424
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(事業費用)

公社運営経費	217	219	221	224	204	206	208
共通費	39	39	39	39	39	39	39
市債利息	81	71	62	54	47	40	34
資金不足に対する みなし利息	16	18	19	20	21	21	23
計 B	353	347	341	337	310	306	303

事業収支 C=A-B	108	114	120	124	114	118	121
---------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(一般会計からの補填)

事業による資 金収支 C	108	114	120	124	114	118	121
一般会計から の補填 D	51	45	39	34	30	26	23
単年度市債償 還原資 E=C+D	159	159	159	158	144	144	144

(市債の償還)

単年度市債償 還原資 E	159	159	159	158	144	144	144
市債償還額 F	216	214	207	177	182	186	191
単年度資金過 不足 G=E-F	▲ 57	▲ 55	▲ 48	▲ 19	▲ 38	▲ 42	▲ 47

(市債残高、累積資金不足)

市債残高	▲ 2,068	▲ 1,854	▲ 1,647	▲ 1,470	▲ 1,288	▲ 1,102	▲ 911
累積資金不足 (▲)	▲ 700	▲ 755	▲ 803	▲ 822	▲ 860	▲ 902	▲ 950
合計	▲ 2,768	▲ 2,609	▲ 2,450	▲ 2,292	▲ 2,148	▲ 2,004	▲ 1,861

(単位：百万円)

H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(事業収入)

424	367	367	424	424	424	424	424
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(事業費用)

210	212	214	216	219	221	223	225
39	39	39	39	39	39	39	39
27	20	14	8	5	1	0	—
24	25	28	30	31	30	28	25
300	296	295	294	293	291	290	289

124	71	72	130	131	133	134	135
-----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----

(一般会計からの補填)

124	71	72	130	131	133	134	135
19	15	12	8	5	1	0	—
143	86	84	138	136	134	134	135

(市債の償還)

143	86	84	138	136	134	134	135
195	198	190	141	110	67	10	—
▲ 52	▲ 112	▲ 106	▲ 3	26	67	124	135

(市債残高、累積資金不足)

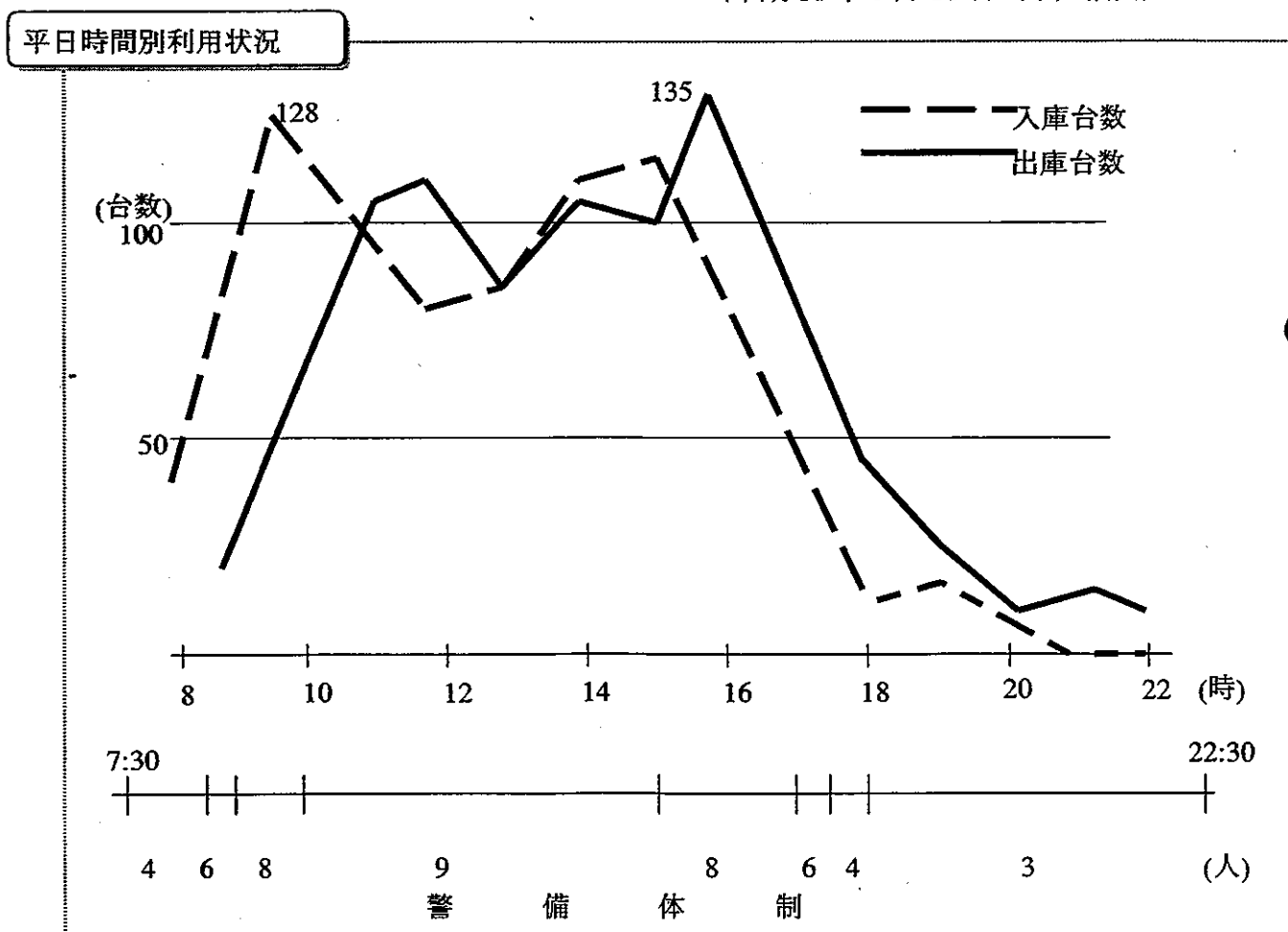
▲ 716	▲ 518	▲ 328	▲ 187	▲ 77	▲ 10	—	—
▲ 1,002	▲ 1,114	▲ 1,220	▲ 1,223	▲ 1,197	▲ 1,129	▲ 1,005	▲ 871
▲ 1,718	▲ 1,632	▲ 1,548	▲ 1,410	▲ 1,274	▲ 1,139	▲ 1,005	▲ 871

このシミュレーションの結果、ピーク時の平成 21 年度では約 3 年分の料金収入である 12 億円強の累積資金不足額が生じる事態になると見込まれる。これは、毎年度市債の償還を行ったとしても、市債が累積資金不足に置き換わるだけで、平成 24 年度の市債の償還が終了した時点でも累積資金不足が 10 億円となり一般会計からの資金の融通を受けざるを得ない状況である。平成 25 年度以降の事業収支は平成 25 年度の事業収支と同様の収支内容であると仮定した場合、この累積資金不足が終了するのは、平成 32 年になってはじめて解消することになる。しかし、このシミュレーションについては県庁前駐車場施設の更新費用が見込まれておらず、さらにもっと状況は悪化することになる。このように現在の運営及び駐車場の料金収入では、実質的には市債の返済及び累積資金不足の解消は困難であり、このような点を踏まえた上で駐車場の今後の運営のあり方を検討すべきである。

2. 県庁前駐車場の土曜日、日曜日及び祝日の運営について

平成 11 年度の一定日における平日、土・祝日及び日曜日の時間別の入庫台数及び出庫台数は、次のとおりである。

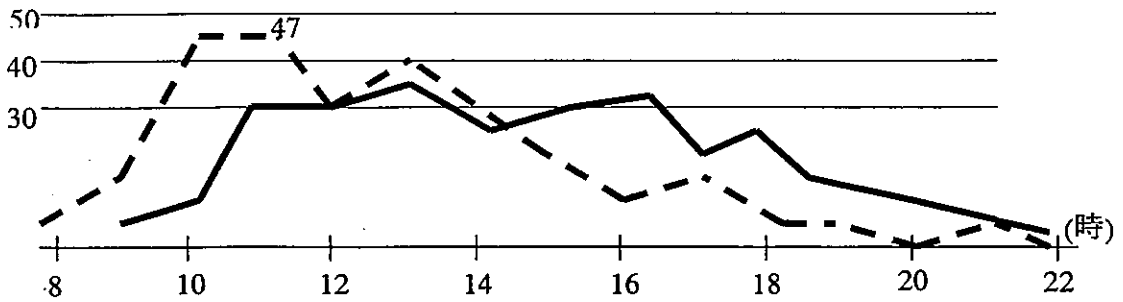
(平成 11 年 5 月 21 日 (木) 抽出)



(平成11年4月10日(土)抽出)

土・祝日時間別利用状況

(台数)



7:30

22:30

3

4

5

4

3

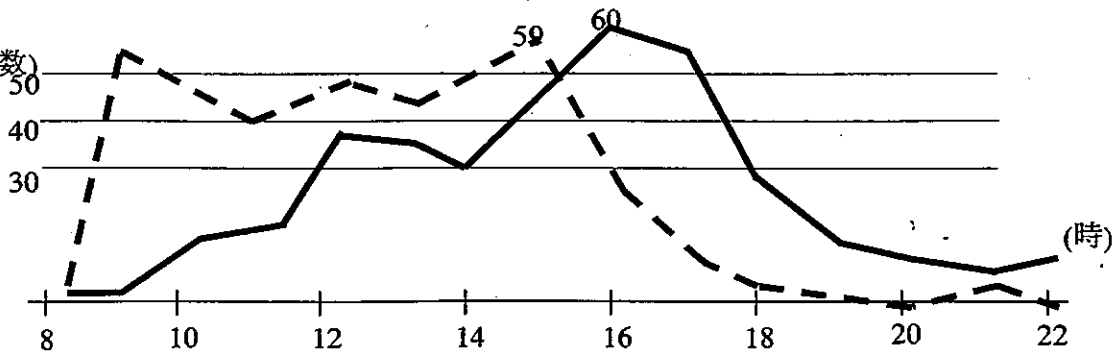
(人)

警 備 体 制

(平成11年4月18日(日)抽出)

日曜日時間別利用状況

(台数)



7:30

22:30

3

5

6

7

5

4

3

(人)

警 備 体 制

上記の表で明らかなように、市庁舎の閉庁の日は利用者が少なく、自走式等を視野に入れた運営の検討が必要である。

以上、監査の結果及び意見で述べてきたとおり、県庁前駐車場については、現在の駐車場収入では運営費を充足できず、累積赤字が膨らむばかりとなる。これを改善するためには、その運営方法を抜本的に見直す必要がある。

以 上